

大瀬介護保険センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人 社団 盛翔会が開設する大瀬介護保険センター（以下「事業所」という。）の介護支援専門員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所が、要介護者等（以下「利用者」という。）について、適正な指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は以下のとおりとする。

- (1) 利用者からのご相談に応じて、介護・生活援助など必要なニーズを把握し、サービスの調整を行い、在宅生活を支援する。
- (2) 公正中立な立場に基づき、居宅サービス計画書の作成にあたり、複数のサービス事業所を紹介する。また、居宅サービス計画書原案に位置付けたサービス事業所の選定理由について説明をする。
- (3) サービス計画書を新規又は継続作成した場合は、利用者に説明し、文書を持って同意を頂く。
- (4) 定期的に利用者宅を訪問し、モニタリングを行うとともに、居宅サービス計画書や利用票の確認と同意を頂く。
- (5) 医療との連携を図るため、日頃からサービス事業者等と連携し、主治の医師等に必要な情報伝達を行う。また、入院する必要がある場合には入院先医療機関等と早期より連携をとり、退院に向けて調整をする。入院先の病院に当事業所及び担当介護支援専門員の名前を利用者より伝えて頂くことにより、よりスムーズな連携をとることができる。
- (6) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努める。
- (7) 地域包括支援センターから居宅介護支援の依頼があった場合には、受託する。
- (8) 介護支援専門員の法定研修等における実習受け入れ先として、人材育成への協力体制の整備を図る。
- (9) 介護支援専門員の質の向上を目指すため、研修の参加や事例検討会を計画する。また、定期的にカンファレンスを行い、事業所内での情報の共有に努める。

(10) 障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉制度の相談支援専門員と連携する。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大瀬介護保険センター
- (2) 所在地 浜松市中央区大瀬町1558番地

(職員の職種、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
利用者が適切な福祉・保険・医療サービスを利用できるよう市町村、他事業所、施設等との連絡調整を行い、居宅サービス計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祭日・12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 申請の代行業務
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) サービス担当者会議の実施
- (4) 居宅への訪問及びモニタリング（少なくとも月に1回）
- (5) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (6) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

- (7) 指定介護保険施設との連絡調整
- (8) 医療機関、主治の医師等との連絡調整
- (9) 相談を受ける場所は、利用者の自宅または事業所の相談室とする。
- (10) 課題分析の方法は、国が示した課題分析標準項目（23項目）を用いて行う。
- (11) その他の居宅介護支援事業

（利用料等）

第7条 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えたところから訪問宅までの、往復距離で1kmあたり50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者、またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域は、浜松市中央区（以下の地域包括支援センター圏域：元浜・高丘・三方原・ありたま・さぎの宮・あんま）および浜名区（以下の地域包括支援センター圏域：北浜・しんぱら）とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 11 条 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、その対策の指針や必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続に向けた取組)

第 12 条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築できるよう、業務継続に向けた計画案の策定、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第 14 条 事業所は、適切な居宅介護支援事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

2 従業者は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものとする。

4 事業所は、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 盛翔会 と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年 2月 1日 改訂

平成16年 7月15日 改訂

平成18年 4月 1日 改訂

平成20年 2月 1日 改訂

平成20年 4月 1日 改訂

平成22年10月 1日 改訂

平成30年 4月 1日 改訂

令和 3年 4月 1日 改訂

令和 6年 1月 1日 改訂

令和 6年 4月 1日 改訂

令和 7年 4月 1日 改訂